

保育認定（2号認定、3号認定）こどもに係る保育料の改正について

1 改正の理由について

子ども・子育て支援新制度の施行の下では、所得の状況に応じた保育料を算定するにあたり、現行の所得税を基礎とした算定方法から、市民税所得割を基礎とした算出方法に変更することになったため。

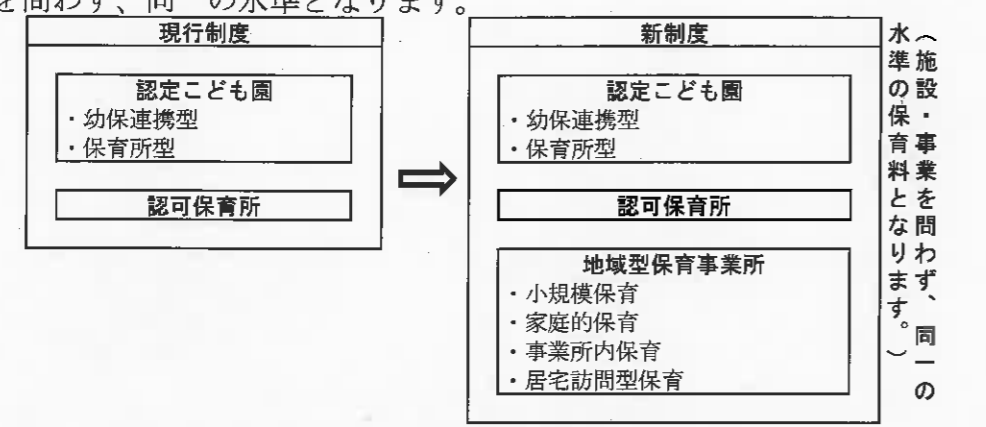
2 現行の保育料について

現行の保育料の概要は、以下のとおり。

- (1) 階層区分は、国基準の8階層を細分化し、21階層としています。
- (2) 年齢区分は、国基準の2区分（3歳未満児と3歳以上児）を、3区分（3歳未満児、3歳児、3歳以上児）としています。
- (3) 国基準の保育料と市の保育料を比較すると、保育料軽減率は49.8%となっています（全階層区分の平均）。
- (4) 階層区分ごとでは、低所得者、高所得者の保育料軽減率が相対的に高く、中所得者の保育料軽減率が相対的に低くなっています。

3 新制度における保育料について

- (1) 施設の利用者は、所得に応じた保育料を納めることになるため、施設・事業の種類を問わず、同一の水準となります。



- (2) 保育料算出根拠が所得税から市民税所得割に変更となりますが、国が示した保育料(案)の階層区分は8階層を維持しています。また、各階層の保育料も変わりません。

現行の階層区分	新制度後の階層区分	保育料額	
		3歳未満児	3歳以上児
1 生活保護世帯	1 生活保護世帯	0円	0円
2 市民税非課税世帯	2 市民税非課税世帯	9,000円	6,000円
3 市民税課税世帯	3 所得割課税額48,600円未満	19,500円	16,500円
4 所得税額40,000円未満	4 所得割課税額97,000円未満	30,000円	27,000円
5 所得税額103,000円未満	5 所得割課税額169,000円未満	44,500円	41,500円
6 所得税額413,000円未満	6 所得割課税額301,000円未満	61,000円	58,000円
7 所得税額734,000円未満	7 所得割課税額397,000円未満	80,000円	77,000円
8 所得税額734,000円以上	8 所得割課税額397,000円以上	104,000円	101,000円

（各階層の保育料は変更なし）

3 本市における保育料（案）の考え方について

(1) 現行の保育料の水準を維持

現行の保育料の水準を基に、国が定める水準を限度として定めます。なお、国が定める水準は政令により定めることを予定していますが、今のところ、新制度の円滑な施行に向けて仮の保育料のみが示されています。

(2) 階層ごとの保育料は、原則据え置き

階層ごとの保育料は、原則据え置きとします。また、階層区分も現行どおり21階層とします。

(3) 保育料算出根拠を所得税額から市民税所得割額に変更

(4) 保育料切り替え時期の設定

保育料を算定する際、4月から8月までは前年度分市民税額を、また、9月以降は当年度分の市民税額により決定します。

(5) みなし年少扶養控除（16歳未満の扶養控除）の廃止

現在行っている旧年少扶養控除（16歳未満の扶養控除）に係る再算定（※）は行いません。

※年少扶養控除があったとみなして所得控除を行い、実際の所得税額より低い所得税額で保育料を決定すること。

(6) 「保育短時間認定」の保育料は、「保育標準時間認定」の保育料の▲1.7%

「保育短時間認定」(※)の保育料の設定については、国が示しているとおり、「保育標準時間認定」の保育料の▲1.7%を基本に設定します。

※主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間認定」（1ヶ月当たり120時間以上の就労）の場合は1日最大11時間保育を利用可能となり、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」（1ヶ月当たり120時間未満の就労）の場合は1日最大8時間保育を利用可能となる。

(3)から(6)については、新制度における国の考え方と同一のものです。